

会計年度任用職員募集要項（児童心理相談業務指導員）

項 目	内 容
職名	会計年度任用職員（児童心理相談業務指導員）
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
採用予定人数	1名程度
任用期間	令和8年10月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	福祉局児童相談センター人材企画課（新宿区北新宿4-6-1）
職務内容	（1）児童心理司を始め、子供家庭支援センターや保健所等、関係機関職員を対象に研修を実施すること。 （2）経験年数の浅い児童心理司を対象に、心理診断や家庭訪問、関係者会議等の実践場面において、同行指導を実施すること。 （3）児童心理司からの業務上の質問を受け付け、技術的助言を行うこと。 （4）研修に関する資料作成を行うこと。 （5）その他各号に付随する事項に関すること。
応募資格・求められる能力	（1）児童福祉に関する豊富な知識を有する者 （2）児童に関する心理診断、心理ケア、コンサルテーション業務に5年以上従事した者 （3）事務処理（Excel, Word等パソコン操作を含む）について一定程度の能力を有すること （4）災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月6日～月16日勤務
勤務時間	8時30分から17時15分まで。もしくは 9時00分から17時45分まで 所定勤務時間を超える勤務無（業務の必要上やむを得ない場合のみ） ※勤務時間帯については、上記により難い場合は一般職員の例等による。
休憩時間	12時00分から13時00分まで
休暇等	（有給）年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給）病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	次のいずれか ・月6日～月10日 日額17,900円 ・月11日 月額197,000円

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。

	・月１２日 月額 ２１４，９００円 ・月１３日 月額 ２３２，８００円 ・月１４日 月額 ２５０，７００円 ・月１５日 月額 ２６８，６００円 ・月１６日 月額 ２８６，５００円 ※ 月６日～１０日勤務の場合、原則として月の１日から末日までの期間分を翌月の１５日に口座振込により支給。（通勤手当は別途支給（上限７，１００円／日）。） 月１１日以上勤務の場合、当月の１５日に口座振込により支給。（通勤手当は別途支給（上限１５０，０００円／月）。） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	月１２日以上勤務の場合、社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険）適用あり
応募方法	次の応募書類を電子メールで送付してください。 応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しませんのであらかじめ御了承ください。 （１）応募書類 ・会計年度任用職員申込書（別紙） ※ 正面顔写真を貼付してください。申込書への貼付が難しい場合、写真データをメールに直接添付しても構いません。 ※ 連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。 ※ 志望動機欄は必ず御記載ください。（欄内に書ききれない場合は、別紙でも可）。 （２）申込期限 令和８年８月７日（金曜日）正午まで （３）申込先 応募書類を申込フォームで送付して下さい。 フォームの URL : https://logoform.jp/form/tmgform/1703326 ※ 必ずインターネットで申込みをしてください。 ※ 東京都児童相談センターが、やむを得ない事情があると認めた時は、郵送での申し込みを受け付けますので、事前にお問合わせください。また、身体の障害等によりインターネット申し込みが困難な人も、東京都児童相談センターへお問合わせください。 ※ 申込み完了後、LoGo フォームから申込み完了メールをお送りします。 
選考方法	（１）第一次選考（書類選考） （２）第二次選考（面接） 集合日時及び選考会場の詳細については、第一次選考合格者に対し別途通知します。 ※ 可否結果については、「S1143301@section.metro.tokyo.jp」から本人宛メールにより通知します。迷惑メール対策などにより、メールが正しく受信されない場合があります。「S1143301@section.metro.tokyo.jp」からのメールを受信できるよう、迷惑メールフィルターの設定をご確認ください。

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。

	※ 電話連絡をさせていただく場合もあります。また、選考経過及び結果に関するお問合せには、一切対応できませんので御了承ください。
特記事項	本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
問合せ先	〒169-0074 東京都新宿区北新宿四丁目6番1号 東京都児童相談センター事業課庶務担当 電話：03-5937-2302（直通）